

第575回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和7年7月7日(月) 15:00～15:31

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第575回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取り扱いにつきまして、事務局より御説明を、よろしくお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題については、個別の民間企業等の情報を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

なお、武田委員は本日御欠席でございます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議題の1「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（改定案）に関する意見公募手続の結果について」に関しまして、事務局から、御説明を、よろしくお願いいたします。

○石井取引制度企画室長　よろしくお願いいたします。

「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（改定案）に関する意見公募手続の結果について」、御説明します。

今年4月28日の第567回のこの委員会に付議しまして、4月30日から6月4日にかけてパブコメを実施しました。そして、その結果については、先日（6月27日）の第10回制度設計・監視専門会合で御確認をいただいて、了承いただいたものですが、本日は、委員会において、とりまとめ改定案を御確認いただきたいと考えております。

「経緯」は、21行目から35行目にかけて記載をしておりますけれども、これまでの委員会でも繰り返し登場していますので割愛いたします。

今回の改定箇所は、これも繰り返しになりますが、37行目以降でして、子会社の対象外電源やエリア内限定供給に関する内容を、初版の取りまとめに盛り込んだものになります。

ここで、パブコメでいただいた御意見についてですが、それは、資料3-1でございまして、例えばここにありますように内外無差別な卸売りの対象外とします規模僅少電源については、環境影響評価法の第1種、第2種事業の考え方を引用していますが、蓄電池については、この法律の対象となっていないことから、どのように扱うのかといった点ですとか、これは、右側にありますとおり、第1種、第2種は適用されないけれども、エリア内の小売販売総電力量の1%未満に入るかといった点は満たす必要がありますよといった回答を示しております。

それから、2番目にありますように、対象外電源について、競争をゆがめるおそれが生じた場合は、直ちに対象外とした整理を見直していただきたいといった御意見ですとか、それから、4ページ目にありますように、旧一電が他の電力会社を買収したとして、その買収先の電源の扱いに関する御意見ですとか、それから、4番目を見ていただきますと、エリア内制限についても、競争をゆがめるおそれが生じた場合には、条件付与についての見直しをしていただきたいといった御意見をいただいております。

事務局として、定例のこの内外無差別については、フォローアップを実施してまいりますが、一部回答にも記載しておりますように、内外無差別の評価の考え方については、必要に応じて変化をさせていくというものでございます。環境の変化があれば、それを踏まえて委員会において議論をしていければと考えております。

資料3に戻りまして、2ページ目でございます。

47行目にありますとおり、意見公募手続の結果としまして、第10回の専門会合では、文書案については変更しないものとするので了承が得られました。

そして54行目でございます。パブコメに付した案をもってセットし、公表することとしたいと考えております。

以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について」、そして、議題の3「電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について」及び議題の4「電力広域的運営推進機関の2024年度財務諸表等の承認について」に関しまして、事務局からまとめて御説明を、よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料4から御説明いたします。「電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について」ということでございます。

(趣旨)でございますけれども、令和7年7月2日付で電力広域的運営推進機関より、経済産業大臣に対して資金の借入れの認可申請が行われまして、7月4日付で経産大臣から意見の求めがあったところ、委員会から、経産大臣への回答について御審議をいただきたいというものでございます。

「経緯」でございます。広域機関は、FIT/FIP制度の3つの交付金の交付及び納付金の徴収の業務を行っておりまして、一時的な資金不足が生じる可能性があることを踏まえて、経産大臣の認可を受けて、資金の借入れまたは広域的運営推進機関債を発行するとともに、政府が、その債務を保証することが可能となっているということでございます。

広域機関は、これまで令和6年1月、3月、6月の3回、認可申請を行っておりまして、実際、3回の借入れを行っているということでございます。過去3回の借入れにつきましては、令和4年度の卸電力取引市場価格が高位で推移をした一方で、令和5年度に入って、その市場価格が急落をして以後、落ち着いた状態で推移しているということで、毎月交付金の額が納付金の額を大幅に上回る状態が続いていたことによるものでございました。

34行目以降ですけれども、令和7年の5月以降も、この卸電力市場価格が一時期の水準よりは下がった、落ち着いた状態で推移をしているということでございますので、令和6年9月分の借入れの償還期限が到来する令和7年9月以降の資金が不足する見通しとなっております。

このため、広域機関は、徴収等業務に関する資金に充てるための資金の借入れが必要として、7月2日付で認可申請を行い、7月4日付けで経産大臣から委員会に意見聴取があったということでございます。

43行目以降が、「申請内容」となっておりまして、申請の詳細は資料4-1につけてございます。

概要でございますけれども、今回、借入れの金額としては4,700億円ということでございまして、借入先、借入利率については、競争入札方式により決定をするということでございます。また、借入日は令和7年9月4日で、1年間で一括償還を行い、元利金支払いについては、政府が保証するとしてございます。

「審査の内容」につきましてですけれども、納付金は電力需要の季節変動の影響を受ける、交付金については再エネ発電量の季節変動や卸電力市場価格の影響を受けるということで、年間を通じて収支の変動が発生する性格を有してございます。

特に、賦課金単価適用期間の前半につきましては、年間の中でも日照量が多く太陽光発電を中心に再エネ発電量も多い時期であるということで、交付金の支出が大きい一方で、電力需要については低需要期が含まれる時期であるということで、納付金収入が小さいということでございます。

66行目以降ですけれども、足元における卸電力市場価格についても、落ち着いた状態で推移している状況でありまして、リスクケースとしては、卸電力市場価格が、直近過去5年の最低年間平均で推移すると仮定した場合に、賦課金単価の適用期間の前半となる1月分までの入出金の見込みを試算した結果として、11月中旬時点で4,700億円程度、来年1月中旬時点で5,600億円程度の資金不足が生じ得るという試算となっております。

82行目以降ですけれども、今回の申請は、令和7年の9月から4,700億円を1年間借入れするというものでございまして、上記見通しのとおりとなった場合には、11月中旬時点までは資金不足に陥らない見込みということでございます。

一方、それ以降も卸電力市場価格の動向次第では、追加の借入れが必要となる可能性があるということですが、広域機関としては、借入れに伴う金利負担を最小限にする

ため、9月の借入れ後の資金繰りの状況を踏まえて、必要に応じて改めて追加借入れの要否を精査の上、申請を行う方針ということでございます。

こうした方針を踏まえますと、4,700億円の借入れについて、現状の見通しを踏まえれば、11月中旬までに発生する資金需要を賄い、資金の不足に備えるためのものとして実施の必要性が認められる。また、借入額として過剰であるとは認められないということでございます。

95行目以降でございます。今回行う資金の借入れにつきましては、財務大臣の了承を得た上で、今回の借入金の元利金支払いについては、政府が債務の保証をすることとなる見込みであるということでございます。

また、事務局が広域機関に確認をしたところ、今回の借入れは、前回に引き続き国民負担を最大限抑制するという観点から、シンジケート・ローンの形式で実施予定と聞いてございます。

114行目以降でございますけれども、今回の借入期間についても、これまでの借入れと同様に、本年9月の調達からの1年間を借入期間としておりまして、仮に今年度の交付金の金額が、納付金の金額を上回って赤字となった場合には、翌々年度の納付金単価の設定は、今年度の納付金の不足額を勘案して行うこととなるため、遅くとも令和10年の6月末までには金利分を含めて今年度の納付金の不足に起因する借入金の償還が可能となる見込みということでございますので、上記を踏まえると、借入れ行為による広域機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれはないと認められると考えてございます。

4. の「認可申請に係る意見」ということですが、上記3. の「審査結果」を踏まえまして、資料4-2のとおり、委員会として経済産業大臣が今回の申請に係る認可することに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたいということでございます。

なお、「今後の見通し」でございますけれども、経産大臣に委員会の意見の回答後、電事法28条の55第2項に基づく財務大臣への協議がなされた後、経済産業大臣による認可がなされることとなる。その後、広域機関が契約を行ったアレンジャーが実施する競争入札によって借入先が決定され、令和7年9月4日に借入れが行われることとなる見込みということでございます。

以上が、資料4の説明でございました。

次に、資料5「電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について」という議題に移らせていただきます。

(趣旨)でございますけれども、6月17日付で広域機関より経産大臣に対して、業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請がありまして、6月26日付で意見聴取があったということで、委員会としての回答について御審議をいただきたいというものでございます。

23行目以降の「変更の内容」でございますけれども、まず、1つ目として「連系線のマージンまたは運用容量拡大分の使用に関する規定の変更」でございます。こちらは、第86回広域系統整備委員会におきまして、連系線の空容量に余裕があっても、地内系統の混雑の影響により当該空容量の使用を制限する必要性が生じ、連系線を通じた融通量に制約が生じる事象が発生していることが報告されておりまして、こうした制限が生じるケースは、電源のノンファーム型接続の導入拡大に伴って、今後一層増加していく可能性が高いと考えられたところでございます。

これらの状況を考慮しまして、広域機関が需給状況を改善するための指示または要請を実施するに当たって、連系線に空容量があっても、地内系統の混雑の発生により、当該連系線の空容量を使用した電気の供給を制限せざるを得ないときには、別の連系線のマージンまたは拡大した運用容量を使用した電気の供給を指示または要請できることを業務規程において明確化するというものでございます。

次に、(2)の「その他規定の変更」ございまして、47行目以降にある(主な変更事項)というところでございますけれども、まず、業務規程において、「混雑処理」という単語について、「連系線の混雑を解消するための措置」と記載しておりましたけれども、「一般送配電事業者の供給区域内の流通設備の混雑を解消するための措置」も行っていることから、「混雑を解消するための措置」という表現に変更するということ。

それから、日本卸電力取引所の取引規程を踏まえまして、「1時間前取引」を「時間前取引」に変更する。

また、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関しまして、工事費負担金の支払い条件の変更要請、例えば分割払い等に対して合理的な範囲で応じることや、詳細検討の回答日から1か月以内に工事費負担金契約を、一般送配電事業者等と締結する必要があることを明記するといった内容になってございます。

「認可申請に係る意見」でございますけれども、業務規程及び送配電等業務指針の変更案の内容につきまして、審査基準に照らして、特段の問題はないと認められるため、資料5-3及び資料5-4のとおり、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を経済

産業大臣に回答することとしたいということでございます。

以上が、資料5の説明でございました。

最後、資料6「電力広域的運営推進機関の2024年度財務諸表等の承認について」ということでございます。

(趣旨)でございますけれども、広域機関から本年6月17日付で経済産業大臣宛てに2024年度財務諸表等の承認申請があり、6月26日付で経産大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見を求められたところ、経産大臣への回答について御審議をいただきたいということでございます。

16行目以降ですけれども、後ほど御説明いたしますが、2024年度の財務諸表等について、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等に基づいて、委員会事務局において審査を行った結果、審査基準に照らして適正であることを確認してございまして、この審査結果を踏まえて、委員会として経産大臣が本申請に係る承認することに異存はない旨を回答することとしたいということでございます。

「審査基準」と、その「審査結果」について、次のページでまとめさせていただいております。

こちらは、大きく2つの審査基準が定められておりまして、まず、財務会計省令第12条から第15条までの規定に基づいているということにつきましては、審査結果ですけれども、事業報告書について、認可された事業計画の実施の結果を記載していることですか、決算報告書について認可された予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示していること。

また、収入支出決算書について、認可された収入支出予算と同一の区分により作成し、かつこれに必要な事項を記載していること。

さらに債務に関する計算書について、認可された金額の範囲内において、負担した債務の金額を事項ごとに示していることを確認してございます。

それから、審査基準②ですけれども、この規定された拠出金、交付金及び推進機関に対して納付された金額について、財務諸表等においてそれぞれの増減及び異動が記載されていることでございますけれども、こちらの審査結果については、災害等扶助交付金の交付業務に必要となる拠出金、交付金及び地域間売買取引の決済に係る利益の納付について、財務諸表等において増減が記載されていることを確認しております。

また、容量市場における入札を実施した場合に必要な拠出金及び電源入札等を実施

した場合に必要となる拠出金について、2024年度には増減の実績がないことを確認しているということでございます。

後ろに対象となった事業報告書ですとか、予算の収入支出決算書等をつけさせていただいておりますけれども、内容については、時間の都合上、割愛をさせていただきます。

以上が説明になります。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの「電力広域的運営推進機関に関する資金の借入れの認可」、「業務規程及び送配電事業指針の変更の認可」、「2024年度財務諸表等の承認」、この3点につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

村松委員、よろしく願いいたします。

○村松委員      御説明ありがとうございました。

広域機関に関しての議題を3つ、御報告をいただきまして、1つ目の借入認可という財務諸表の承認について申し上げたいと思います。

まず、借入認可ですけれども、こちらは、将来の資金繰計画を立てた上で借入れ実行額の検討がプロセスにきちんと沿った形で行われておりまして、この結果、プロセス自体、違和感はございません。価格や量は、将来予測を立てるということも、一つの方法としては考えられるかと思いますが、今回も過去実績を基準に算定しているということで、これも、まあ一つの合理的な方法と思っております。

非常に巨額な借入金なので、金利負担も相当になるということで、借入金額を慎重に検討せざるを得ないと思いますけれども、不足があった場合、追加の借入を一定のタイミングで、また検討するという事で受け止めました。

それで、余剰資金というのでしょうか、借入額が過剰であった場合の対応についてです。これは金融機関、シンジケート・ローンを組まれての借入れなので、例えば部分的な返済であったり、繰上げ返済というのはなかなか難しいかなと思いつつ、そういったこともとり得るのかという点、質問させていただければと思います。

それともう一つ、2024年度の財務諸表等の承認でございますが、こちらは、当委員会において検討すべき点、審査基準に沿った形での確認ということで、その実施結果については、異論はありません。

それで、その前提となります財務諸表の監査は、当年度（2024年度）から会計監査人による会計監査が導入されたということで、監査報告書も6月12日に出されているというこ

とで、これを踏まえた形での委員会からの審査結果報告ということと受け止めました。

それで、一般的にこういった監査を行うときに、「三様監査」という言い方をしますが、O C C T Oの場合は監事による監査、それと、内部監査室の監査、外部会計監査人の監査、この三者の連携というのが求められることになっております。

監事の報告書には、監事の監査と内部監査室の連携という記載があり、また、外部会計監査人の監査報告書にも、監事監査との連携というのが書かれています。三様監査をきちんとした形で取っているというのを踏まえて、当委員会からの報告をなされるということだと思いますこの点、今後も三者連携というのをきちんと見ていただければと思います。

以上です。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは事務局から、よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長      村松委員、御指摘ありがとうございます。

まず1点目の、資金について、繰上げ返済というような話については、今のところ広域機関から具体的な話は聞いてはいないのですが、実際、そのような必要性が生じて相談があった場合には、適切に検討していきたいと考えてございます。

また、監査との連携といったところについても、御指摘を踏まえまして、次年度以降もそのような点も意識をしながら対応していきたいと考えております。

ありがとうございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

○村松委員      ありがとうございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました3点につきまして、御説明がありました方針のとおり、経済産業大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

○黒田NW事業監視課長      ありがとうございました。

○横山委員長      それでは、続きまして、議題の5「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」の改定を踏まえたインバランス料金制度の改正に関する建議について」ということで、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長      それでは、資料7につきまして、御説明をさせていただきます。

（趣旨）でございますけれども、2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）の改定を踏まえまして、インバランス料金制度の改正に関して、経済産業大臣に建議をすることについて御審議をいただきたいというものでございます。

13行目以降の「経緯」でございますけれども、令和4年度に、現在のインバランス料金制度が導入をされておりまして、その内容は、「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」として整理をされているということでございます。

インバランス料金制度につきましては、御案内のとおり需給逼迫時に系統利用者に対して需給の改善を促すため補正インバランス料金制度が措置をされているということでございまして、この補正インバランス料金の上限価格につきましては、原則600円/kWhとされているところを、激変緩和措置として令和4年度からの制度開始以来、200円/kWhの暫定価格が継続をしている状況でございます。

中間とりまとめでは、暫定期間措置中のインバランス料金の状況等確認をした上で、必要に応じて暫定価格の見直しを検討することとされておりまして、令和6年の9月以降、制度設計・監視専門会合において計7回の議論を積み重ねまして、第8回制度設計・監視専門会合において、補正インバランス料金の上限価格を300円/kWhにするなどの見直しを行うことを整理し、中間とりまとめを改定することとなっております。

その後、令和7年4月26日から5月25日までの間、中間とりまとめの改定案についてパブリックコメントを実施いたしまして、こちらも第10回の制度設計・監視専門会合において結果の報告を行いまして、中間とりまとめを改定案のとおり確定することについて御了承をいただいたということでございます。

この内容でございますけれども、次のページの別添で、この中間とりまとめの主な改定事項を記載してございます。

まず一つが、kW需給逼迫時、補正インバランス料金の閾値（上限価格）について、令和8年度から当面の間は300円/kWhとし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等

を監視して、必要に応じてさらに見直しを行うこと。さらには、Dの値については50円/kWhとする。それで、必要に応じてさらに見直す。

52行目以降ですけれども、閾値以上の価格が一定期間以上連続して発生した場合、一時的にkW需給逼迫時補正インバランス料金の上限価格を引下げる制度、これを「累積価格閾値制度」と呼んでおりますが、こちらを令和8年度から導入するということでございます。

この内容につきましては、期間設定としては対象日の直前7日間、閾値設定としては、スポット市場価格、エリアプライスですね、こちらが200円/kWh以上の累積コマ数が30コマに到達。それで、閾値を超えた場合の上限価格としては100円/kWhにするということで、解除要件としては、対象日の直前7日間の100円以上の累積発生コマ数がゼロになった時点。こういった累積価格閾値制度を導入することについても御審議いただいております。

それから、66行目以降ですけれども、日本卸電力取引所における時間前市場の情報公表の拡充というのも議論になりまして、こちらにつきましては、今後、エリアを分割した情報公表を行う方向で検討を進め、時期については、次回の日本卸電力取引所のシステム更新を行う予定である令和8年4月からの実施を目指して、日本卸電力取引所等における検討を進めていくということでございます。

こちらの内容を踏まえて、1ページ目の34行目以降、「今後の対応」でございますけれども、改定した中間とりまとめを踏まえまして、インバランス料金制度を改正するための所要の規則改正を行うよう、資料7-3により経済産業大臣に建議することとしたいということでございます。

私からの説明は以上になります。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、御意見がないようですので、事務局から御説明がありました方針のとおり、経済産業大臣に建議することとしてよろしいでしょうか。

(異存：なし)

異存がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することといたします。

どうもありがとうございました。

○黒田NW事業監視課長      ありがとうございました。

○横山委員長      それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長      ありがとうございます。

事務局から1点お伝えをいたします。

本日の議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどを、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——